

小田原駅西口第1自転車駐車場

指定管理者募集要項

令和5年（2023年）5月

小 田 原 市

目次

1	対象施設の概要.....	1
2	指定管理者が行う管理の基準.....	1
3	指定管理者が行う業務の範囲.....	1
4	指定期間.....	1
5	経費及び利用料金、その他事項.....	2
6	応募資格及び条件.....	3
7	質問等に関する事項.....	4
8	申請書類.....	5
9	申請書提出方法及び提出期間.....	6
10	選定方法等.....	7
11	無効又は失格.....	8
12	選定結果.....	8
13	協定の締結.....	9
14	スケジュール.....	9
15	指定管理者に対する監督.....	9
16	指定の取消し等.....	10
17	その他の事項.....	10
18	担当課.....	10
19	本要項に付随する書類.....	11

1 対象施設の概要

- (1) 名 称：小田原駅西口第1自転車駐車場
- (2) 所 在 地：小田原市城山一丁目1番21号
- (3) 設 置 年 月：平成15年12月
- (4) 敷 地 面 積：1156.85㎡
- (5) 駐輪可能台数：自転車 457台（一時利用46台、定期利用411台）
原動機付自転車 124台（一時利用30台、定期利用 94台）
※一時利用と定期利用の内訳は現指定管理者の設定です。
- (6) 設 置 目 的：公共の場所における自転車等の駐車に関する秩序を確立し、自転車等の利用者の利便を図ることにより、良好な生活環境を保持するため

2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令、小田原市自転車駐車場条例及び同施行規則を遵守すること。
- (2) 適切な人員配置等、計画的で効率的な運営を行うこと。
- (3) 利用者等の意見を管理・運営に反映させること。
- (4) 業務に関連した情報の公開について適切に対応すること。
- (5) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
※ 管理の基準に関する細目事項は、協議の上、協定で定めます。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 小田原市自転車駐車場条例第5条に規定する業務の範囲に関すること。

参考：小田原市自転車駐車場条例（抜粋）
（指定管理者が行う業務の範囲）
第5条 指定管理者が行う自転車駐車場等の管理の業務の範囲は、次のとおりとする。
(1) 自転車駐車場等の使用の許可に関すること。
(2) 自転車駐車場等の施設、設備及び器具の維持管理に関すること。
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務。

- (2) 使用の許可及びその取消し、その他小田原駅西口第1自転車駐車場の利用に関すること。
- (3) 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) 施設の設置目的を達する範囲かつ指定業務の実施を妨げない範囲における、指定管理者による自主的な事業に関すること。
- (5) その他小田原駅西口第1自転車駐車場の管理運営に必要な業務。
- (6) 具体的な業務内容及び履行方法については仕様書等による。

4 指定期間

令和5年（2023年）12月1日から令和10年（2028年）11月30日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないとき、小田原市行政手続条例（平成9年小田原市条例第24号）に定める手続きにより、指定を取り消すことができるものとしま

す。

※指定期間は小田原市議会の議決事項のため、令和5年9月定例会の議決をもって確定します。

5 経費及び利用料金、その他事項

(1) 管理に要する経費

ア 指定管理者の負担

(ア) 自転車駐車場の管理運営に要する経費

(駐輪機器導入・撤去費※、機器等の保守点検に係る経費、通信運搬料、光熱水費、燃料費等)

※指定管理者は、一時利用区分の自転車用電磁ラック及び原動機付自転車用チェーン式ロック装置、これらに付帯する精算機等の駐輪機器、防犯カメラ（場内の一定程度の範囲を撮影できるもの）を導入すること。

※指定期間満了後、指定管理者が変更となった場合は、原状復帰のため、導入した機器を撤去すること。

※定期利用区分の可動式及び固定式ラック（いずれも非電磁）、サイクルポート（屋根）、管理人詰所は市所有物のため、指定管理者が新規に導入する必要はありません。

(イ) 自転車駐車場の管理運営に伴う消耗品、備品等の経費

(ウ) 自転車駐車場の管理運営に伴う1件30万円未満の修繕の経費

(エ) 自転車駐車場の利用者募集・申込み受付等に係る経費（指定管理者の変更に伴う対応を含む。）

(オ) 消費税等の公租公課

イ 市の負担

(ア) 自転車駐車場の構造に係る修繕又は1件30万円以上の修繕の経費

(イ) 鉄道事業者から借用する用地の借地料

(2) 利用料金

自転車駐車場における利用料金は、指定管理者の収入とし、自転車駐車場の管理運営に係る経費等に充てることとします。なお、利用料金の設定については、小田原市自転車駐車場条例10条第3項の規定によります。

(3) 自主事業等による収入

指定管理者の企画・提案によるイベントなど、各種事業の実施による収入は、指定管理者の収入とし、利用者から徴収する料金は、あらかじめ市の承認を得て指定管理者が定めるものとします。

(4) 指定管理料

指定管理者は、自転車駐車場等の利用料金、自主事業等による収入を管理運営に係る経費等に充てていただきますので、市から指定管理者への指定管理業務に係る経費の支払いはありません。

(5) 納付金

施設運営により得られた4か月ごとの収入に納付率を乗じて得られた納付金額を、市と指定管理者との間で締結する協定書に基づき、指定した期日までに市に納付いただきます。納付金額については、様式2【事業計画書】により収入からの納付率を設定の上、提案してください。

(6) 会計の独立

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うに当たり、独立した会計帳簿書類を設けてください。

(7) 管理口座の開設

管理に係る収支の内容を把握するため、専用の預金口座を開設してください。

(8) 指定管理業務の一括委託禁止

指定管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止します。

(9) 個人情報保護

指定管理業務を行うに当たり、個人情報の保護を図るため、漏えい防止その他の個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずることとします。

個人情報の漏えい等の行為には、個人情報の保護に関する法律に基づく罰則が適用される場合があります。

(10) 情報公開

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途、情報公開規程等を定めるなど適正な情報公開に努めていただきます。

(11) 守秘義務

指定管理者は指定管理業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用することはできません。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とします。

6 応募資格及び条件

応募資格は、法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であって、次の（１）及び（２）を満たすもの、法人等の共同事業体にあつては（１）及び（２）に加え、（３）を満たすものとします。個人の方は応募することはできません。

なお、団体の場合、法人格は必ずしも必要ありませんが、指定申請書に定められた書類を添付し、財務諸表等により経営状況を把握することができる団体であることを要件とします。

(1) 法人等若しくは法人等の共同事業体又はその代表者が次の要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けていないこと（共同事業体の構成員を含む）。

ウ 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。

エ 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は更生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当しないこと。

キ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等に該当しないこと。

ク 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む法人等に該当しないこと。

ケ 共同事業体を構成して応募する場合は、包括的な責任を負う代表法人等を決めること。

コ 指定期間中、小田原駅西口第1自転車駐車場の管理運営を円滑かつ安定して実施できること。

サ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること（加入の必要がある場合）。

(2) 小田原市内に本社、本店、本部または営業所等を有していること。

(3) 共同事業体の構成員（代表となる法人等含む。）に関する条件

ア 各構成員は、小田原駅西口第1自転車駐車場の指定管理業務の履行について、連帯して責任を負うこと。

イ 各構成員は、市及び他の全ての構成員の承認がなければ、管理運営業務の履行を完了する日までは共同事業体を脱退することはできない。

ウ 管理運営業務の履行を完了する日前において、市及び他の全ての構成員の承認を得て脱退をする者が生じた場合は、残存構成員が連帯して管理運営業務を履行すること。

エ 構成員のうちいずれかが、管理運営業務の履行を完了する前に解散した場合は、残存構成員が連帯して管理運営業務を履行すること。

オ 共同事業体の構成員となった法人等は、その法人等単独又は異なる共同事業体の構成員として応募することはできない。

7 質問等に関する事項

募集要項等に関する質問事項の受付については、次のとおりとします。

(1) 受付期間

令和5年5月18日（木）から5月26日（金）まで

（直接提出する場合は、土曜日、日曜日を除きます。）

(2) 質問方法

受付期間内に様式6を、地域安全課へ直接お持ちいただくか、郵送（一般書留又は簡易書留）、FAX、電子メールのいずれかにより提出してください。

※ 受付期間以外の提出や、口頭、電話等での質問は不可とします。

※ 郵送、FAX、電子メールにより質問票を送付した場合は、未到着等を防止するため、電話で到着確認をしてください。

※ 郵送は締切日必着とします。

※ 直接提出する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

小田原市市民部地域安全課生活安全係（市役所5階）

FAX 0465-33-1851

電子メール chian@city.odawara.kanagawa.jp

(3) 回答方法

回答は、令和5年5月31日（水）までに、市のホームページで回答します。

(4) 留意事項

質問内容については、募集要項及び仕様書の内容に関連するものとし、それ以外の内容と判断した質問についての回答はしません。

8 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 指定管理者指定申請書（様式1）

(2) 小田原駅西口第1自転車駐車場の管理運営に関する事業計画書（様式2）、小田原駅西口第1自転車駐車場管理運営に関する収支予算書（様式3）及び独自提案（自主）事業実施予算書（様式4）

(3) 当該法人等の定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては会則等）

(4) 当該法人等の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録

(5) 当該法人等の前事業年度の事業報告書、その他業務内容を明らかにする書類

(6) 納税証明書（※共同事業体の場合は構成事業者全て）

次のアからエまでの納税証明書

ア 国税について未納がないことの証明書

イ 本店所在地の都道府県税について未納がないことの証明書。ただし、未納がないことの証明書の交付ができない自治体においては、法人都道府県民税及び法人事業税に係る直近2年度分の納税証明書

ウ 本店所在地の市町村税について未納がないことの証明書。ただし、未納がないことの証明書の交付ができない自治体においては、直近2年度分の法人市町村民税並びに前年度分及び前々年度分の固定資産税の納税証明書

- エ 小田原市の法人市民税の直近2年度分の納税証明書及び小田原市の固定資産税（市内に土地・家屋・償却遺産を有す法人に限る。）の前年度分及び前々年度分
- ※ 法人でない団体にあつては、法人住民税及び法人事業税の代わりに、代表者の個人住民税にかかる証明書
- (7) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していることを証明できる書類
- (8) 身分証明書（法人にあつては代表取締役、法人以外の団体にあつては代表者）
- (9) 役員全員の氏名、読み仮名、性別、生年月日、住所を記載した書類
- ※ 小田原市暴力団排除条例（平成24年4月施行）第9条では、市は公の施設の管理を、暴力団又は暴力団経営支配法人等（以下、「暴力団等」という。）に行わせてはならないと定めており、市は応募者が暴力団等でないことを確認するため、これらの情報を収集するもので、収集した情報は神奈川県警察本部へ照会します。
- (10) その他市長が必要と認める書類
- ※ 申請者において、様式2、様式3及び様式4の記載内容を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができます。
- ※ 証明書類は、証明年月日が申請書類提出時の3か月以内のもので、それぞれの交付官公署において定めた様式によるものを使用してください。なお、複写機による写しでも差し支えありません。
- ※ 共同事業体で申請するときは、共同事業体構成員となる全ての法人等の上記(3)から(9)までの書類のほか、次の書類を提出してください。なお、共同事業体で申請する場合は、代表法人等を定めてください。
- ア 共同事業体の構成員を記載した書類
- イ 共同事業体構成員間の役割分担を記載した書類
- ウ 共同事業体による指定申請に当たっての誓約書（様式5）

9 申請書提出方法及び提出期間

(1) 提出先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市市民部地域安全課生活安全係（市役所5階）

(2) 提出方法

地域安全課へ直接お持ちいただくか、郵送（一般書留又は簡易書留）によるものとします。ただし、郵送による場合は締切日までに必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。電子メール、FAXでの提出は不可。

※ 提出された申請書等は返却しません。

(3) 提出期間及び受付時間

提出期間は、令和5年6月1日（木）から6月9日（金）まで
（土曜日、日曜日を除く）とします。

直接お持ちいただく場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとしま

す。

また、直接お持ちいただく場合は、事前にその日時を連絡してください（必要に応じ、時間を調整させていただくことがあります）。

郵送の場合は、最終日の午後5時15分までに必着とします。

(4) 提出部数

提出部数は、正本1部及び副本①1部、副本②10部の合計12部とします。

副本は複写可とします。ただし、カラー表示がある場合はカラー複写とします。

※ 全ての部数の書類ごとにファイル等で綴るとともに、インデックスを作成し書類名を表示してください。インデックスは、各書類にそのまま付けるのではなく、白紙や厚紙等に付けて、その用紙を各書類の頭紙として差し込んでください。

※ 副本①については、正本をそのまま複写してください。

※ 副本②については、法人名等（所在地やホームページのURL、ロゴなどから類推できるものを含む）から応募事業者が特定できないよう黒塗り等でマスキングしてください。

※ 副本②のうち1部については、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。

(5) 留意事項

ア 一法人等につき一提案とします。複数の提案はできません。

イ 指定申請書類の作成、提出に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は理由のいかんを問わず返却しません。

ウ 市が追加資料の提出を求めた場合は、速やかに提出してください。

エ 軽微な修正を除き、提出した書類の内容の変更はできないものとします。

オ 提出書類の著作権は申請者に帰属しますが、指定管理業務を行うに当たり公表する必要がある場合等、本市が必要と認めるときは、提出書類の一部又は全部を使用し複写できるものとします。また、提出書類の一部又は全部は、小田原市情報公開条例に基づき公開することがあります。

カ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに指定申請辞退届（様式は任意）を提出してください。

10 選定方法等

(1) 選定方法

小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会が、提出された書類等及びプレゼンテーションの内容により審査し、その内容により指定管理者の候補になる者（以下「指定候補者」という。）を選定します。プレゼンテーションの日時及び場所等の詳細は、後日連絡します。なお、申請者が多数の場合は、提出書類等により事前審査を行い、プレゼンテーションに進む申請者を選定します。

選定結果については、令和5年7月上旬までに、申請者全員に文書で通知します。その後、指定候補者は、小田原市議会（令和5年9月予定）における指定管理者の指定議

案の可決を経て指定管理者として決定（指定）されます。また、指定管理者の指定については、市ホームページで公開します。

※ 指定管理者による管理運営開始までの間に、指定管理者に指定された者に事故等があった場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定する場合があります。

(2) 選定の基準

指定候補者の選定基準は次のとおりです。なお、審査の項目、配点等の詳細は「別紙3」をご確認ください。

- ア 施設等の維持管理や利用者に対する配慮が適切なものか
- イ 提供するサービスの向上が図られるか
- ウ 利用料金収入の確保及び管理運営経費の縮減が図られるか
- エ 安定した管理運営を行うための体制及び財政基盤を有しているか
- オ 地域貢献・社会的貢献の取組は十分か

11 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) その他、指定候補者選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められた場合。

12 選定結果

(1) 選定結果の通知

選定結果は、全ての申請者に文書で通知します。

なお、指定管理者の指定に係る結果は、小田原市議会（令和5年9月予定）における指定の議決を経た後に、指定候補者に「指定」又は「指定しない」旨の通知をします。

(2) 留意事項

ア 指定候補者の選定について

市が求めるサービス水準等を確保できないと見込まれる場合は、指定候補者として選定しません。

イ 指定候補者の辞退等

指定候補者の辞退、小田原市議会における指定議案の否決等の理由により指定管理者を指定できない場合又は指定した指定管理者が正当な理由なく協定を締結（次の13を参照。）せず、指定を取り消された等の場合は、再度、指定候補者を選定します。ただし、今回の申請で選定されなかった申請者を繰り上げることもあります。

13 協定の締結

- (1) 指定管理者の指定後に、市と指定管理者により、指定管理業務の実施に関する事項を定めて協定を締結します。
- (2) 協定締結前に指定管理者が次の事項に該当するときは、市は小田原市行政手続条例の定めにより、その指定を取り消すことがあります。
 - ア 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。
 - イ 財務状況の悪化により、指定管理業務の履行が確実にないと認めるとき。
 - ウ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者として適切ではないと認めるとき。

14 スケジュール

募集から業務開始までのスケジュールは、次のとおりです。

内 容	期 日
① 第1回選定委員会	令和5年4月28日（金）
② 募集要項等の配布	令和5年5月12日（金）～6月9日（金）
③ 質問事項の受付	令和5年5月18日（木）～5月26日（金）
④ 質問事項への回答	令和5年5月31日（水）
⑤ 申請書類の受付	令和5年6月1日（木）～6月9日（金）
⑥ 書類審査	令和5年6月12日（月）～6月23日（金）
⑦ 暴力団排除条例確認	令和5年6月12日（月）～6月23日（金）
⑧ 第2回選定委員会（プレゼンテーション）	令和5年6月下旬
⑨ 候補者の決定通知	令和5年6月下旬～7月上旬
⑩ 指定管理者及び指定期間の議決	小田原市議会令和5年9月定例会 upper程
⑪ 指定管理者指定の通知	令和5年9月末
⑫ 協定の締結	令和5年10月
⑬ 指定管理者による管理運営開始日	令和5年12月1日

15 指定管理者に対する監督

市は、適正な業務遂行を確認するため、指定管理者に対し、業務又は経理の状況に関する報告を求め、実地調査を行い、改善が必要と認められた場合は必要な指示をすることができるものとします。

また、市が必要と認めたときは、出納及び関連業務の帳簿等について監査を行うことができるものとします。

16 指定の取消し等

- (1) 指定管理者が市の指示に従わないとき、その他管理の継続が適当でないと認めるときは、指定管理者としての指定の取消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。
- (2) 指定を取り消したとき、指定管理者に未納の納付金がある場合は、その全部又は一部を市に納付していただきます。
- (3) 指定の取消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じたことにより、市に損害が生じたときは、指定管理者が賠償するものとします。
なお、このことにより指定管理者に損害が生じても、市はその責めを負わないものとします。

17 その他の事項

- (1) 指定管理者は、施設の管理に際して生じる損害賠償責任を担保するため、施設賠償責任保険に加入していただきます。
- (2) 指定管理者は、業務の継続が困難となる場合又はそのおそれがある場合は、速やかに市に報告するものとします。この場合の措置は次のとおりとします。
 - ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
市は、指定管理者に対し改善勧告等の指示を行い、期間を定めて具体的な改善策の提示及び実施を求めることができるとします。指定管理者が、期間内に改善することができなかった場合又は市の指示に従わなかった場合、市は指定管理者の指定の取消し又は業務の一部若しくは全部の停止を命ずることができるものとします。
 - イ 指定が取り消された場合の賠償等
上記アにより指定管理者の指定が取り消され、又は業務の一部若しくは全部が停止された場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。
 - ウ 不可抗力等による場合
不可抗力その他指定管理者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、市と指定管理者は業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合は、市は指定管理者の指定の取消し、又は業務の一部若しくは全部の停止を命ずることができるものとします。
- (3) 指定期間の終了又は指定の取消しにより業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要な情報提供を行ってください。なお、これらの引継ぎにかかる費用は、指定管理者の負担とします。
- (4) 協定書に定めのない事項及び業務履行に当たり疑義を生じたときは、市と指定管理者が協議のうえ解決するものとします。

18 担当課

- (1) 担当部課名：小田原市市民部地域安全課

- (2) 所在地：〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
- (3) 電話：0465-33-1396（直通） FAX：0465-33-1851
- (4) 電子メール：chian@city.odawara.kanagawa.jp

19 本要項に付随する書類

- (1) 小田原駅西口第1自転車駐車場管理運営仕様書 …… 別紙1
- (2) 小田原駅西口第1自転車駐車場利用実績 …… 別紙2
- (3) 小田原駅西口第1自転車駐車場指定候補者 審査基準 …… 別紙3
- (4) リスク分担表 …… 別紙4
- (5) 小田原市自転車駐車場条例 …… 別紙5
- (6) 小田原市自転車駐車場条例施行規則 …… 別紙6
- (7) 指定管理者指定申請書 …… 様式1
- (8) 小田原駅西口第1自転車駐車場の管理運営に関する事業計画書 …… 様式2
- (9) 小田原駅西口第1自転車駐車場管理運営に関する収支予算書 …… 様式3
- (10) 独自提案（自主）事業実施予算書 …… 様式4
- (11) 共同事業体等による指定申請に当たっての誓約書 …… 様式5
- (12) 小田原駅西口第1自転車駐車場指定管理者募集内容に関する質問票 …… 様式6